

議案第26号

山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例

山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「その他婚姻の予約者」を「、婚姻の予約者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下「里親委託児童」という。）」に改める。

第8条第4項を次のように改める。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、又は離婚した後婚姻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約がある場合を含む。）をしていない者で、20歳未満の扶養親族を有するもの

(2) 60歳以上の者で、現に同居し、若しくは同居しようとする親族のないもの又は次のいずれかに該当する者のみと同居し、若しくは同居しようとするもの

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

イ 18歳未満の扶養親族

ウ 60歳以上の扶養親族

- (3) 3人以上の扶養親族（18歳未満の者に限る。）と現に同居し、又は同居しようとする者
- (4) 第5条第2項第1号アからオまでに掲げる者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- (7) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条第3号の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、当該炭鉱離職者求職手帳が失効していないもの
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）で次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護若しくは第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 第4号から第7号までのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(10) 心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

(11) 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉に関する事務所、市町村において被害者の支援に関する業務を担当する部局又は行政機関と連携して被害者の支援を行う民間の団体（以下「婦人相談所等」という。）に被害者である旨の申出をし、当該婦人相談所等から当該申出があったことを証する書類の交付を受けた者

第51条第1号中「その他婚姻の予約者」を「、婚姻の予約者及び里親委託児童」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、入居者の公募を開始し、又は公募によらずに入居することができる者からの入居の申込みがされ、同日以後に入居者の決定がされる場合の入居者の資格については、なお従前の例による。

山陽小野田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居できる者は、法第40条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される事業の実施に伴い移転が必要となった者にあつては第3号及び第4号）に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者、<u>婚姻の予約者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下「里親委託児童」という。）</u>を含む。ただし、入居決定の日から3月以内に入居できる者に限る。以下第11条において同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居できる者は、法第40条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される事業の実施に伴い移転が必要となった者にあつては第3号及び第4号）に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者<u>その他婚姻の予約者</u>を含む。ただし、入居決定の日から3月以内に入居できる者に限る。以下第11条において同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

2・3 (略)

(入居者の選考)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、又は離婚した後婚姻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約がある場合を含む。）をしていない者で、20歳未満の扶養親族を有するもの

(2) 60歳以上の者で、現に同居し、若しくは同居しようとする親族のないもの又は次のいずれかに該当する者のみと同居し、若しくは同居しようとするもの

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

イ 18歳未満の扶養親族

2・3 (略)

(入居者の選考)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母若しくは父子家庭の父、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

ウ 60歳以上の扶養親族

- (3) 3人以上の扶養親族（18歳未満の者に限る。）と現に同居し、又は同居しようとする者
- (4) 第5条第2項第1号アからオまでに掲げる者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- (7) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条第3号の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、当該炭鉱

離職者求職手帳が失効していないもの

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護若しくは第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 第4号から第7号までのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(10) 心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

(11) 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉に関する事務所、市町村において被害者の支援に関する業務を担当する部局又は行政機関と連携して被害者の支援を行う民間の団体（以下「婦人相談所等」という。）に被害者で

ある旨の申出をし、当該婦人相談所等から当該申出があったことを証する書類の交付を受けた者

(入居者資格)

第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及び里親委託児童を含む。）があるもの

(2) (略)

(入居者資格)

第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

(2) (略)